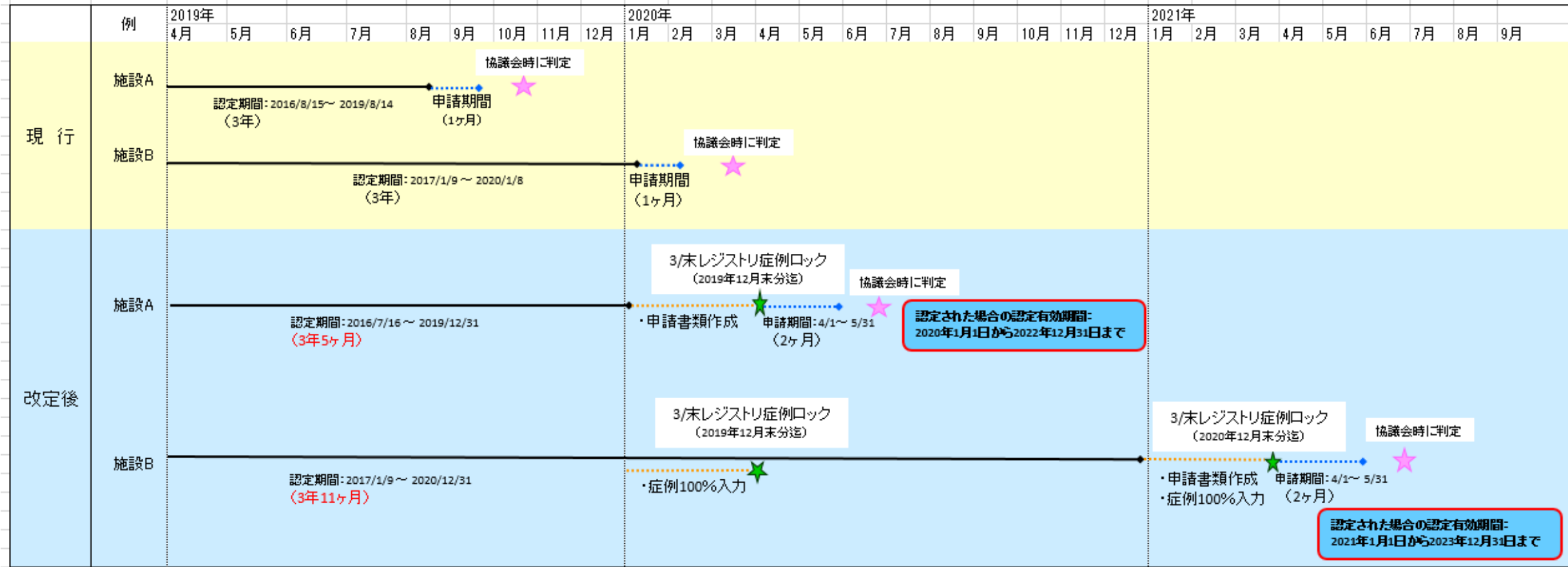


TAVR認定施設 更新時期統一化 について ※2019年8月より実施

認定期間完了日を12月末日（3年毎）で統一する。



更新認定条件

更新認定要件（TAVRの実施が年平均20症例以上行われていることなど）については従来通りとする。

<http://j-tavr.com/application.html#b>

更新申請には、症例登録において実施したTAVR症例全例の登録および術後1年目までの患者に関するのフォローアップデータを100%入力していることを必須とする。

症例ロック機能追加

2019年および2018年以前のデータ（基本データ・フォローアップデータを含む）は、2020年3月末にロックがかかる。対象期間のデータはそれまでに確定する必要がある。その後、毎年3月末には前年12月末までのデータにロックがかかることとなる。

審査期間中のTAVRの実施

認定された場合の有効期間は更新申請の年の1月1日から三年間とし、審査結果確定までの期間については引き続きTAVRの実施が可能である。

実施施設証明書

更新時期統一により有効期間は完了年の12月31日となる。有効期間を訂正した証明書を順次発行し、現有効期限完了日までに送付する。